

令和5年11月号

# 事務所通信

アークグロー・パートナーズ税理士法人

Vol.31



北浜・中西会計の方と合同で社員旅行に行って来ました。

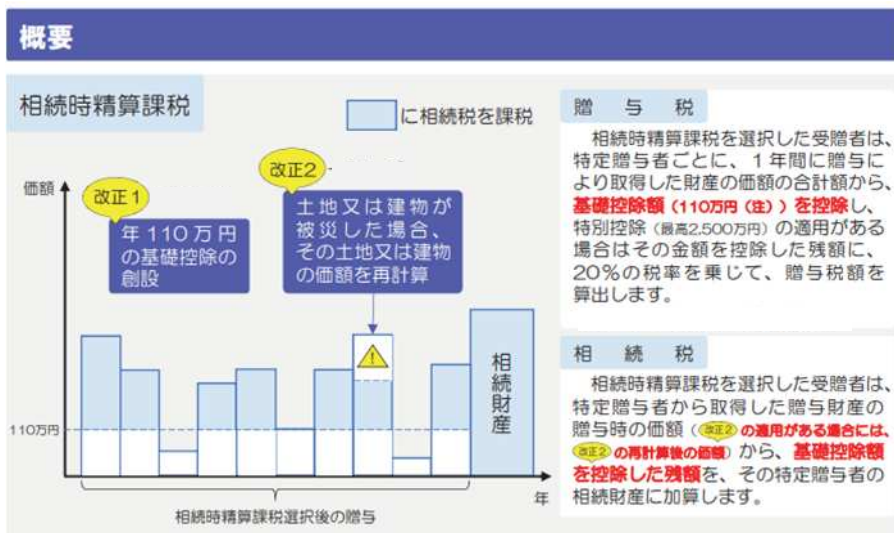
## ❀ 今月のお知らせ ❀

年末調整の時期が近づいてまいりました。今年度も年末調整に必要な資料の配布を始めさせていただきます。11月中の早期回収にご協力の程よろしくお願いたします。

不明点等ございましたら当事務所担当者までお気軽にご相談ください♪

## ❀ 相続について ❀

今回は相続税の令和5年度の税制改正についてご紹介させていただきたいと思います。



### 【相続時精算課税】

メリット・・・基礎控除額 110 万円までは相続財産への加算なし

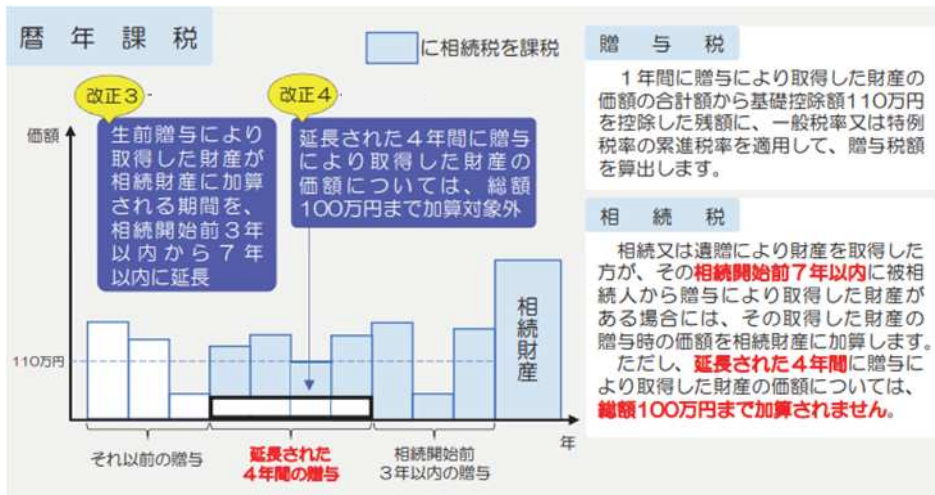
デメリット・・・一度選択すると暦年課税に戻ることは出来ません

初めの年に相続時精算課税の届出が必要。

翌年以降 110 万円未満であれば申告は不要。

不動産の贈与については小規模宅地等の適用対象外など





**加算対象期間について**

この改正は、**令和6年1月1日以後**に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。具体的な贈与の時期等と加算対象期間は次のとおりです。

贈与の時期		加算対象期間
～令和5年12月31日		相続開始前3年間
令和6年1月1日～	贈与者の相続開始日	
	令和6年1月1日～令和8年12月31日	相続開始前3年間
	令和9年1月1日～令和12年12月31日	令和6年1月1日～相続開始日
令和13年1月1日～		相続開始前7年間

**【暦年課税】**

メリット・・・基礎控除額 110 万円までは申告不要

デメリット・・・相続財産への加算対象期間(法定相続人のみ)

R6.1 以降の加算対象期間は上記の通りです。毎年贈与されている方はご注意ください。

また相続時精算課税についても改正があり、今までにはなかった基礎控除額が創設されました。

相続対策は時間をかける方が色々な対策があります。

一度ご自分の財産額を総点検されてみてはいかがでしょうか？



◇申告書の提出期限

提出月	11月	12月	1月
確定申告	9月決算	10月決算	11月決算
予定申告(年1回)	3月決算	4月決算	5月決算
消費税(年3回)	12月、3月、6月	1月、4月、7月	2月、5月、8月



アークグロー・パートナーズ  
税理士法人

Arc Grow Partners Tax Accountant Corporation

アークグロー・パートナーズ税理士法人

【本社】 〒524-0042

滋賀県守山市焔魔堂町 121 番 1

TEL 077-598-0473 FAX 077-598-0474

【東近江市】 〒527-0021

滋賀県東近江市八日市東浜町 5 番 39 号

TEL 0748-23-1039 FAX 0748-23-6717